

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外</p> <p>(国税 8)(法人税:義)</p> <p>(地方税 8)(法人住民税:義)</p>
2	要望の内容	<p>損害保険会社の積立勘定(その運用が株式等でないものに限る。)から支払われる利子については、他の支払利子と異なり、運用対象資産について内閣総理大臣の認可を受けた事業方法書において株式以外とするよう明確に限定していることから、株式の取得に充てられた負債の利子でないことは明らかである。</p> <p>負債利子控除の対象外であった特定利子制度が平成14年度に廃止された際に、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子については負債利子控除を要するものではないという考え方から、引き続き特別利子として従前の特定利子と同様に負債利子控除の対象外とすることが認められており、その取り扱いの延長を要望するもの。</p>
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成 25 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 14 年度税制改正において連結納税制度導入に伴い、その財源措置として特定利子制度が廃止されたが、当初経過措置2年間、その後2回の租税特別措置5年間の期限延長により特別利子として廃止前と同様の取扱いが認められている。
6	適用又は延長期間	5 年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>損害保険会社の積立勘定(その運用が株式等でないものに限る。)から支払われる利子について、適正な課税ベースとすることにより公平な商品性を確保し、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>損害保険会社は、公正かつ衡平な契約者配当を行うために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定(「積立勘定」という。)を設けることができる。積立勘定に属する財産は、他の積立勘定又は積立勘定以外の勘定に属する財産と経理を区分し、かつ、これを特に設けた帳簿に記載しなければならない。(保険業法施行規則第 30 条の 3)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

		け																																	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  損害保険会社の積立勘定(その運用が株式等でないものに限る。)から支払われる利子について、特別利子として取り扱い、負債利子控除の対象から除外し、課税ベースの適切性を確保する。また、積立保険は他の金融商品で代替することが難しいことから、不公平な課税ベースとならないことにより、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>払戻積立金等の推移</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本措置により適正な課税ベースとなり、契約者配当の原資となる税引き後運用益が減少せず、公平な商品性が確保され利用者が安心して金融サービスを受けるための環境整備に寄与している。</p>																																
8	有効性等	① 適用数等	<p>14社(国内損保会社11社、外国損保会社3社)  ※外国損保会社3社の積立保険の取扱いは少額なため、政策目標の達成状況や適用実績、適用効果に係る計数集計対象は国内損保会社のみとする。</p>																																
		② 減収額	<p>本措置における特別利子及び減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">特別利子</th> <th rowspan="2">減収額</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>(国税)</th> <th>(地方税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,726億円</td> <td>50.4億円</td> <td>41.9億円</td> <td>8.5億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,669億円</td> <td>47.9億円</td> <td>39.7億円</td> <td>8.1億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,603億円</td> <td>34.6億円</td> <td>28.7億円</td> <td>5.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,532億円</td> <td>37.9億円</td> <td>31.5億円</td> <td>6.4億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,435億円</td> <td>31.0億円</td> <td>26.1億円</td> <td>4.8億円</td> </tr> </tbody> </table>		特別利子	減収額			(国税)	(地方税)	平成20年度	1,726億円	50.4億円	41.9億円	8.5億円	平成21年度	1,669億円	47.9億円	39.7億円	8.1億円	平成22年度	1,603億円	34.6億円	28.7億円	5.8億円	平成23年度	1,532億円	37.9億円	31.5億円	6.4億円	平成24年度	1,435億円	31.0億円	26.1億円	4.8億円
	特別利子	減収額																																	
			(国税)	(地方税)																															
平成20年度	1,726億円	50.4億円	41.9億円	8.5億円																															
平成21年度	1,669億円	47.9億円	39.7億円	8.1億円																															
平成22年度	1,603億円	34.6億円	28.7億円	5.8億円																															
平成23年度	1,532億円	37.9億円	31.5億円	6.4億円																															
平成24年度	1,435億円	31.0億円	26.1億円	4.8億円																															
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)</p> <p>措置がとられていることにより、課税ベースの適正化が図られている。但し、本措置は本来的には恒久化を措置すべき性質のものである。  損害保険会社における責任準備金のうち積立保険に係る払戻積立金及び契約者配当準備金の合計額は約6.6兆円となっており、責任準備金全体に占める割合も、4割と高い割合で推移している。</p> <p>払戻積立金等(責任準備金に対する割合)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>払戻積立金等</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>83,025億円</td> <td>42.6%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>78,792億円</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>73,988億円</td> <td>40.6%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>70,707億円</td> <td>41.8%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>66,176億円</td> <td>40.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～24年度)</p>		払戻積立金等	割合	平成20年度	83,025億円	42.6%	平成21年度	78,792億円	41.6%	平成22年度	73,988億円	40.6%	平成23年度	70,707億円	41.8%	平成24年度	66,176億円	40.4%														
	払戻積立金等	割合																																	
平成20年度	83,025億円	42.6%																																	
平成21年度	78,792億円	41.6%																																	
平成22年度	73,988億円	40.6%																																	
平成23年度	70,707億円	41.8%																																	
平成24年度	66,176億円	40.4%																																	

積立勘定に係る支払利息(特別利子)は1,435億円となっており、当該利子が負債利子から控除されていることにより、課税ベースの適正化が図られ、予定利率や契約者配当金が適正となることにより商品の公平性が確保されている。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)

平成20年度に比べて減少傾向ではあるもの、元受保険料に占める積立保険料の割合は6.2%と利用者からのニーズは依然として高い。こうした中、延長されず特別利子が認められなかった場合、課税額は31億円(24年度)増えることとなり、他の商品への代替が難しい中、本商品のみ不公平な運用結果となることから、利用者に不利益を及ぼすこととなる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)

積立保険は、低金利の状況下にあるため、販売が伸び悩んでいるものの商品の特性から他の金融商品で代替することは難しい。このため、損害保険会社の元受保険料の6%程度を占め、また、払戻積立金等は約6.6兆円で総資産の約1/4となっているなど利用者からのニーズは高い水準を保っている。

○元受保険料に占める割合

単位:億円

	元受保険料	積立保険料	割合(%)
平成20年度	79,801	6,763	8.5
平成21年度	77,837	5,903	7.6
平成22年度	77,478	5,728	7.4
平成23年度	79,922	5,760	7.2
平成24年度	81,922	5,091	6.2

○資産に占める割合

単位:億円

	総資産	払戻積立金等	割合(%)
平成20年度	299,411	83,025	27.7
平成21年度	314,955	78,792	25.0
平成22年度	296,733	73,988	24.9
平成23年度	279,958	70,707	25.3
平成24年度	284,597	66,176	23.3

9

相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

損害保険会社の積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定のうち株式等以外の運用に制限された積立勘定」から支払われる利子については、他の支払利子と異なり、運用対象資産を株式以外とするよう明確に限定していることから、株式の取得に充てられた負債の利子でないことが明らかである。

したがって、当該利子を特別利子として取り扱い負債利子控除の対象から除外することにより適正な課税ベースとなり、利用者が安心して金融サービスを受けるための環境が整備されることから本措置は妥当である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—